

土器時代から縄文・弥生・古墳と各時代の遺跡を始め、戦国時代の城跡も多く発見されているし、その他の有形・無形及び民俗文化財も相当多く残されている。

参考までに市内の現況を記載する。

○指定文化財

部 門	国	県
建築刻芸跡	11	3
土等俗財	8	13
出土品	7	9
書跡	12	18
古跡	11	0
無形文化財	2	0
計	103	55
		48

国・県が指定したものを。

○遺跡件数二、二七六（周知の遺跡）

区	件数
北 塚南見川	584
緑 奈西中南ケ旭	620
港 戸港鶴神	357
保 磯金瀬	131
	70
	79
	9
	40
	93
	191
	35
	40
	27

50.12現在

○城跡館跡 約五九ヶ所

山城のため開発により大部分は姿を消したが、茅ヶ崎城跡は殆んど完全な形を残している。小机城跡も中心部は残されている。これらは戦国時代の戦略史研究上貴重な資料であろう。

遺跡の保護・保存と指導方針

昭和三〇年代から始まった経済成長は本市の様相を一変させ、全市域に亘る急激な都市化は公共事業私企業を問わず開発に次ぐ開発現象となり、文化財は滅失の危険にさらされる事態となったため、

本市では昭和四十四年に文化財保護措置要綱を制定し指導順位を次の順と定め、諸開発施工者の協力を得ながら対処してきている現状で埋蔵文化財保護行政のうえではかなり大きな成果をあげている。

- 1 保存できるものは極力現状保存する
- 2 開発計画の中に遺跡をとり入れ、公園広場などにして活用する。
- 3 発掘調査して記録を保存する、また遺跡保存の基本方針としては全国的にみて特に重要であり、本市が保存しなるとその種の遺跡は滅失するような貴重な遺跡のみ保存する。

文化財保護行政を進めるうえで対処しなければならぬことは、その保存をふまえたうえで伝統と創造、保存と開発という競合を同時にどう調整して解決していくかである。

その結果保存された文化財については限られた財源で保存された以上、充分な維持管理と活用に努めなかつたならば保存の意味はなくなってしまふであろう。

その活用は

文化財が活用される度合いは、その維持管理状態いかんによると思う。なぜ活用されにくいのか、それは活用に適当な媒体が殆んど与えられていないからといえるよう。

媒体はどのようなものが望ましいか？

「古代人の着物は？ 食物は？ 住まいは？」こんな素朴な質問こそ活用方法に取り入れるべきで、限られた人達に供する高度な媒体に止まることなく、いつでも誰でも、家族ぐるみで理解ができ興味をわかせるような媒体が必要である。

一般的にみて文化財保護行政の一環として将来の文化向上の糧とするため市民に文化財を活用させる施策の必要は充分認められているし、また歓迎もされるものである。

文化財の保護・保存は市民一人ひとりの理解と認識があつて初めてその実を結ぶことができるものであつて、文化財保護行政推進のためには、市民に対して「文化財の活用」と「文化財に対する愛護思想の普及啓発」をはかることが必要かつ大切なことであり、今後一層努力しなければならない。

民俗と民俗文化財

つかめてない横浜民俗

民間に伝えられ、受け継がれてきた衣食住・生業・信仰・年中行事・人の一生等に関する風俗・習慣・芸能等のほか、

いわゆる民話といわれている伝説・昔話、民謡、諺等の口承文芸を含めて、民間に伝承されてきたものを「民俗」といい、これを比較し、総合的にその推移を追求しようとする学問が「民俗学」である、と私は考えている。

わが県の民俗学の歴史は極めて浅く、本格的な民俗調査が始まったのは、大正

都市開発局 中村亮雄

の末頭であつたが、その後、比較的古い民俗が残されている離島や僻地の農・山・漁村の総合調査が進められ、学問としての方向づけがなされ体系づけられたのは、戦後間もない頃のことであつた。

横浜市域は、開港以来、首都東京都心部と共に都市化が進み、その結果、民俗調査の対象となるべきものが少ないであろうと思われたこともあつて、総合的な調査は、近年数例が行なわれたに過ぎず、それまでは、わずかに断片的な報告が関係の機関誌であつた「郷土研究」「旅と伝説」「民間伝承」等に発表されたに

過ぎなかった。

今から思えば、東京都心部に近いことだけで調査の対象から外されていたことは、誠に残念なことであったが、戦後も昭和二十九年になって、市内に相模民俗学会が誕生し、その会員等によって機関誌「民俗」にも地域の民俗の一部が報告された。その中で、市域の中でも現在の緑区・瀬谷区・戸塚区等の近郊農村地帯から、地域的な特色を持つ幾つかの事例が明らかにされた。

「ミカリ婆さん」の来る日

そのうち幾つかの事例をあげると、二月八日や師走八日に行なわれる「コト八日」の行事は、もう殆んど行われていないが、それでも、その日には「一つ目小僧」が来る日だといって、目籠を竹竿の先につけて庭に立てたりする習俗が広く記憶されている。このことは、県下殆んどの地方でも変らないことであるが、多摩川の下流域を中心に限られた範囲で、この日を「ミカリ婆さん」の来る日だという伝承があつて、それが西では鶴見川流域からも、幾つかの報告があり、その広がりは、県下では、川崎・横浜市域以外には出ないと推定されている。また、お盆の前後に緑区内を歩いていると、家々の門口に、土盛りをした祖霊の送迎の火をたく祭壇を見受けるが、これは、県

央を中心とした特殊な習俗で、緑区が、その分布の東限となっている。

このほか、生業の例では、稲作に「摘み田」があつた。これは、種もみと肥料を混ぜ合せて水田に直播きをする方法で、明治の末期には殆んど田植えによる稲作に切り替えられたが、横浜・川崎の丘陵の、いわゆる谷戸田に残されていた稲作の慣行であつた。谷戸の幅が狭く、また湧水のため水が冷たいこともあつて、稲の成育が悪いことから、早稲を早く成長させるために用いられていた方法で、肥料の発達と技術開発によって消えた技法であるといわれるが、この方法は横浜を含む多摩丘陵南部地方だけのことで、市域の中でも、三浦半島寄りの所ではその根拠は認められず、県下では相模川以西の地域からの報告はまだない。

数多く残る民俗芸能

戦後に制定された「文化財保護法」には、現在、民俗文化財として「無形民俗文化財」と「有形民俗文化財」があるが、そのうち、無形民俗文化財に含まれる、いわゆる民俗芸能は、市域にも数多くのものが残されている。

県の指定をうけた「お馬流し」は、中央区本牧の本牧神社で旧暦六月十五日に行われた神事で、茅で作った馬の形を頭上

お馬を御送りする行事である。

これと同様な神事が、七月十五日に金沢区富岡八幡神社の氏子によって、「祇園舟」という芦の葉で作った舟を使つて、これも、舟に移して沖合へ送るといふ方法で行われている。また、六月六日に行われる鶴見区生麦の「蛇も蚊も」は二つの町内で、茅で作った蛇体をかっぎ、「ジャモカモデータケー・ヒヨリノアメケ」と囃しながら町内を練り歩いた後、これも舟で沖へ運んで流した。

これらはすべて、厄病などをもたらす御霊を、**「馬」** **「舟」** **「蛇体」**を依代としてこれに移し、潮流に乗せて送る行事であつた。今は、新暦に移り、祭事を行うのに都合のよい日に替えられているが、これらの行事は潮流の干満をとらえた神事で、地域の漁村に伝えられた特異な御霊信仰である。

蛇体を逐邪に用いることは、港北区師岡の熊野神社の氏子によって一月八日に「シメヨリ」の行事として伝承されていた。これは氏子が持ち寄った藁で、四体の蛇体を村境へ掛ける神事で、戦後数回形ばかりの復活をしたが、今は中断されている。厄病が流行した時に行われた「ミチキリ」の行事も同様であり、戸塚区下倉田の「大草鞋」を掛ける行事もまた、同じである。

蛇体を作つて雨乞いを行うのは、市内

としてはむしろ例が少なく、緑区池辺町や保土谷区峰岡町等にあつたが、これは蛇を水神とする信仰に基づくものである。

獅子舞のうんじ

市内の獅子舞には、一人立ち三頭獅子と行道獅子、祭り囃子連が舞う代神楽獅子等がある。

緑区あざみ野の牛込獅子舞は、元石川鷲神社の獅子舞として早くから知られているものが主体で、三頭の獅子が幣負い（仲立ち）を中心に舞うもので、この形式の獅子舞は県下でも相模川以東に分布している。同区鉄町の同形式の獅子舞は、戦後復活されていたが、現在中絶しあざみ野の獅子舞に吸収されたと聞いている。また、港北区諏訪神社のものは絶えて久しい。

港北区鳥山の行道獅子は、天保三年に作られた大きな獅子頭で、胴幕に多くの人が入り練り歩くもので、市内としては珍しい古い形式のものである。

祭り囃子の保存会は、港南区笹下町岡、保土ヶ谷区川島町、瀬谷区阿久和町のものが市の教育委員会に登録されており、それぞれの特長を持って代神楽系の獅子舞を併せて伝承しているが、このほかにも、港北区・緑区・保土ヶ谷区などを中心に、約七ヶ所所で伝承されている

た。これらを、正確に系統別に分類することはできないが、江戸の祭り囃子を原流として、特に開港後、急速に分布を広がった形跡がある。

これと同じような時期に流布されたものに館屋踊りがある。これは、粉屋踊とか万作踊ともいわれるもので、いわば農民芸能である。手踊りと、歌舞伎に模した段物という芝居を内容とするものである。これを保存会などを作って伝承している団体はないようだが、伝承者はかなり多く、今ならば復活が可能ではなからうかと思われる。

鶴見区市場町熊野神社の宮司萩原家に伝わった神代神楽は、伝統も古く（現在同区矢向町の日枝神社の宮司萩原式典氏が所掌）、川崎市域にも出張して舞われている。市内には、この市場神楽のほか、子安神楽の系統がある。

これらのほか、無形民俗文化財の範疇に含まれるものとしては、金沢区平潟漁業組合が行う汐祭り、旭区善部町妙蓮寺の御会式に演じられる曲題目、戸塚区戸塚町の「お札撒き」の踊り等がある。

また、古民謡やこれに類するものとして、横浜木遣保存会、南区にある野毛山節保存会、横浜古民謡保存協会等が、正統な伝統を次の世代に伝えるべく努力しておられるが、このほかにも、古民謡は、数多く残されている可能性が多い。

身近かな例では、先般行われた釜利谷開発地区の文化財調査で磯子区水取沢の人々が歌ってくれた田植唄、焼米つき唄などは、民謡としては古い形が整っており、貴重なものであったが、このままでは、消滅を待つばかりである。

失われゆく民俗文化の保存

市内の有形民俗文化財として、保存措置が講じられているものは、県立博物館に収蔵されているものほか、八聖殿等、市の施設に納められている幾つかのものはあるが、計画的に集められたものや、国・県等の指定を受けるべきものは、皆無といつてよい。民家にしても、このような面からみれば、無計画に近い開発と一時期の経済成長によって、めぼしいものは既に失われ、一部を除いては十分な調査さえも行われていない。また、江戸末期以降の海岸線の埋立によって、自然の海岸線は失われつつあるが、海岸線で伝承されてきた漁法等の民俗調査は、殆んど行われず、残された漁具等の計画的な収集保存はなされていない。農業人口は年々減少して、戦前使用された農具も、農家の納屋の隅にはこりかぶっている状態である。路傍の石仏は失われ、村・寺社・家庭を中心とした人々の生活や、信仰に伴う器具は、日を追って焼却場に運ばれ、時代の変遷と都市

化の波は、地域の民俗の大半を失いつつある。

市民の、このような民俗文化をこのままの状態で放置することはできないの

郷土史研究

横浜市図書館長 太田俊二郎

ここ数年来横浜市の各区から区史・郷土誌が相ついで刊行されている。その他民間有志によるそれぞれの地域の郷土誌も多数刊行され、いずれも市民から歓迎されているようである。

これらの区史・郷土誌の編さんには、郷土史家はもちろんのこと、郷土愛好者・土地の古老等多くの人々が協力をしているのであるが、そうした郷土研究に関心のある方々が、市内でどの位グループを組織しているであろうか。まず市教育委員会発行の横浜市文化団体名簿（一九七六年版）によると、郷土研究の項に寺尾郷土研究会を含めて五団体が記載されている。その他図書館で各区市民課等を通して知り得た団体は別表の通り七団体である。もちろんこの他にも団体があると考えられるが、拙速のことでありご容赦をいただきたい。

郷土研究団体のあり方はそれぞれ会の歴史もあってさまざまな形態をとっている。七団体の中で民間の自主的運営によ

で、幅広い市民の協力と市内内外に住む民俗学徒の助力を得て、その記録・保存・助成のため行政面での積極的な企画と指導と援助が必要であると思われる。

るものは寺尾郷土研究会だけで、他の団体は区または図書館との協力で運営されている。郷土研究の裾野を拡げるといふ重要な役割を果しているこれら団体の運営はなかなか難しい面がある。

今後この種団体が増えてゆく可能性が多いとすれば、どのような形態をとるかが研究の上でも、活動の上でもよいのか、横の連係も必要があるのではないかな等を、今後の運営の中で工夫していかねばならぬであろう。

現在神奈川県史・横浜市史等が刊行中であり、研究誌として神奈川県史研究を始めとして数種が刊行されて、県および県内の地方史研究は一段と進められている。このような状況の中で、市内各郷土研究団体が郷土研究の各分野にわたって丹念な調査研究を行って、その成果を発表して頂くならば、研究はさらに深まり拡げられることが期待される。